

○八千代市立図書館視聴覚資料収集基準

(目的)

第1条 この収集基準は、八千代市立図書館視聴覚資料の収集についての基本方針を示すものとして作成する。

(基本的方針)

第2条 資料収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 収集する資料は、CD、ビデオテープ、DVD(著作権者が利用許可したもの)を中心とする。
- (2) 資料の収集については、資料的価値とともに、地域住民のニーズ等に配慮のうえ選定する。
- (3) 幼児から高齢者までを対象に利用できる資料の収集に努める。

(資料別選定基準)

第3条 資料別選定基準を次のとおりとする。

音響資料

主として再現芸術であることから作品のみならず主要な演奏家、アーティスト、演技者等をも考慮して収集する。

(1) クラシック音楽

各時代の主要作品を中心に収集する。

管弦楽 交響曲 協奏曲 独奏曲 室内楽曲 声楽曲 オペラ 世俗声楽曲 宗教的声楽曲 現代音楽 その他

(2) ポピュラー音楽

評価の高いアーティストの作品を中心とし幅広く収集する。

ジャズ フュージョン ソウル ロック シャンソン インストゥルメンタル 映画音楽 ミュージカル ラテン カントリー 日本のポピュラー

その他

(3) 邦楽

日本古来の音楽として伝統を伝える貴重な作品であり、関心が高まりつつあることを考慮して収集する。

雅楽 能楽 狂言 詩吟 民謡 その他

(4) 諸芸・演劇

日本の大衆文化の独自の存在として広く親しまれているもので名作，古典を中心に収集する。

落語 漫才 歌舞伎 新劇 浪曲 その他

(5) 子供向け音楽・童謡

古今の優れた作品を広く収集する

(6) 自然音・効果音

利用動向に配慮しつつ収集する。

(7) その他

映像資料

(1) 映画・動画

古今の名作や映画賞受賞作等の主要作品，評価の高い作品の中から厳選して収集する。

(2) 音楽

クラシックやポピュラー等の優れた作品を収集する。

(3) 教養

記録，文化，科学，美術，紀行，趣味，実用など幅広い分野から，記録的価値，映像による効果が高いものを収集する。

(4) スポーツ・体育

各種スポーツの解説や競技記録などを収集する。

(5) 諸芸

落語，歌舞伎などの古典芸能の主要作品を収集する。

(6) 郷土に関する作品

八千代市に関する作品を収集する。

(7) その他

附 則

この基準は，平成16年2月1日より施行する。